

資料 3 - 4 法人内部における責任と権限の明確化

国立病院・療養所等における権限の所在について

事 項	現 行 制 度 の 概 要	本 省	権 限 局	限 施 設	独 立 行 政 法 人 化 後
1 施設職員等の管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員法及び各種の法令、通達の規定に従い人事管理等を行っている。 	◎ (定員配布・管理)	◎ (管理)	◎ (管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員に関する以外の内部組織は、個別法の業務の範囲で長の裁量で決定(推進本部決定)。
(1) 職員の組織・定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の職員の定員に関する法律の法定員制度の対象。 ・ 各施設において、各職種毎に役職(組織)を含め個別定数による管理。 	◎ (幹部職員)	◎ (中堅幹部職員)	◎ (その他の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定定員制度の対象外、法人が定める(通則法)。 ・ 毎年1月1日の職員数を国会報告(通則法)。
(2) 職員の任免等	<p>【任命権者毎の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員採用、昇任、転任、降任、配置換、退職、休職、復職、離職等の発令は、法令に基づき任命権者が行う(別紙参照)。 ・ 役付職員の人事異動は、一部職種を除き全国又は地方厚生局管区単位で行われているが、その他の職員については、施設内異動となっている。 				<p>【任命権者毎の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長と監事→主務大臣(通則法) ・ 他の役員と職員→法人の長(通則法) <p>※任命権の委任規定の検討</p>
(3) 俸給の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般職の職員の給与に関する法律及び同法に基づく人事院規則等(以下、「給与法等」という。)の規定に基づき、施設において行う。 	(監査)	事務指導	◎ (所属職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与支給基準は、法人が定める(通則法)。 ・ 級別定数の管理でなく、中期計画における総人件費の枠内での運用(推進本部決定)。 ・ 法人及び職員の業績を給与に反映(通則法)。
(4) 労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員団体との国家公務員法を遵守した交渉。 ・ 管理運営事項は、交渉の対象とすることが出来ない。 	◎ (本部)	◎ (地方協)	◎ (支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働組合との団体交渉(国労法)。 ・ 協約締結権が付与されるが、争議権は付与されない(国労法)。 ・ 管理運営事項は、交渉の対象とすることが出来ない(国労法)。 ・ 交渉委員等その他団体交渉の手続は、団体交渉で定める(国労法)。

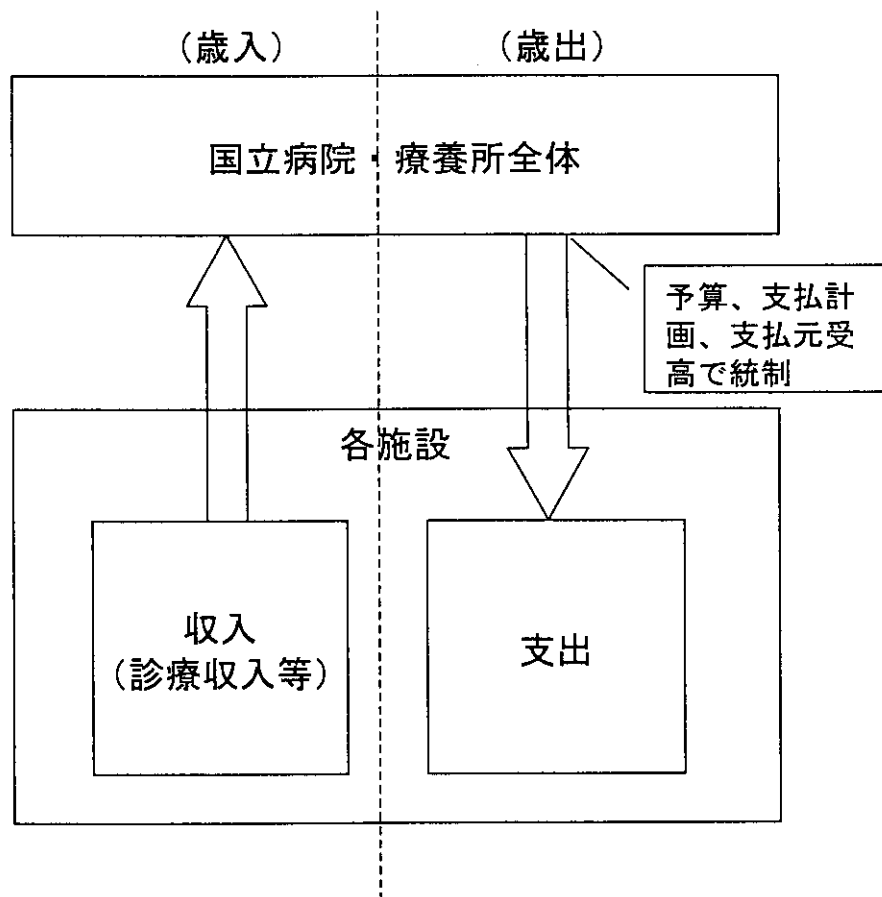
事項	現行制度の概要			権限		独立行政法人化後
	本省	局	施設			
2 施設の機能 (1) 診療科の改廃	◎	—	—	◎	◎	中期計画において、予算（人件費見積もりを含む）、収支計画及び資金計画を定める必要あり（通則法）。
(2) 病床数・区分の変更	◎	◎	◎	◎	◎	中期計画に基づきその事業年度の業務運営に關する計画を定める（年度計画）（通則法）。
3 財務管理等 (1) 資金管理	◎	◎	◎	◎	◎	国から運営費交付金の財源措置（推進本部決定）。
(2) 短期借入	◎	—	—	◎	—	中期計画に定める借入金の限度額の範囲内で短期借入が出来る（年度内償還が原則であるが、償還できなない場合は、その額に限って主務大臣の認可を受けて借り換えが可）（個別法）。
(3) 整備費予算	◎	◎	◎	◎	◎	長期借入及び債券発行による整備資金の確保（個別法）。
(4) 長期借入等	◎	—	—	◎	—	国から施設費等の財源措置（推進本部決定）。
(5) 決算	◎	◎	◎	◎	◎	長期借入金及び債券発行が出来る（個別法）。
						各施設毎に財務諸表を作成（個別法）。さらに、管理部門の決算額を連結させ法人全体の決算を作成。

国立病院・療養所の俸給表別・任命権別職名及び級

任命権	行政職(一) (1級~11級)	行政職(二) (1級~6級)	医療職(一) (1級~4級)	医療職(二) (1級~8級)	医療職(三) (1級~7級)
厚生労働大臣	事務(部)長 課長 (7級~11級)		院長 副院長 部長 (3級・4級)	薬剤科長 (5級~8級)	看護部長 総看護師長 (5級~7級)
地方厚生局長	事務長補佐 課長補佐 班長・係長 (3級~7級)		医長 (2級~4級)	副薬剤科長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 理学(作業)療法士長 等(主任以上) (3級~6級)	副看護部長 副総看護師長 看護師長 副看護師長 (3級~5級)
施設長	主任 一般職員 (1級~5級)	電話交換手 自動車運転手 ポイラー技士 調理師 看護助手 等 (1級~6級)	医師 歯科医師 (1級・2級)	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学(作業)療法士 医療技術職員 等 (1級~3級)	助産師 看護師 准看護師 (1級・2級)

国立病院・療養所の資金管理の仕組み

- ・歳入と歳出は明確に区分されている（財政法）
- ・支出については予算、支払計画、支払元受高により三重の統制
- ・実務上資金管理は支払元受高により行われている（各年度の全体の支出が全体の収入を超えないように各施設の支出を本省で調整）



国立病院特別会計法施行令（抜粋）

第三条 この会計においては、各勘定における当該年度の収納済歳入額並びに法第九条第一項の規定による一時借入金及び繰替金をもつて支払元受高とし、各勘定において歳出を支出するには、この支払元受高を超過してはならない。